

議 第 5 号

休業要請等の実効性を担保する制度の構築  
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣     あ て  
厚 生 労 働 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
経 済 再 生 担 当 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新型コロナウイルス感染症は急速な勢いで拡散し、国際的な脅威となっている。我が国では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言が発令され、いわゆる「三つの密」があるなど、感染拡大のおそれがある施設について知事による休業要請等が行われた。

しかしながら、都道府県が独自に設けた協力金等では休業による損失を補えないことや、特措法には罰則が設けられていないことなどから営業を継続する事例が生じ、そのような施設に利用客が集中することでクラスターや多数の感染経路不明者が発生することも懸念された。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、事業者間の公平性を勘案し、より実効性の高い仕組みづくりが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の生命及び健康を守るため、事業者への補償や特措法の見直し等、休業要請等の実効性を担保する制度を構築するよう強く要請する。